



【2008.06.17】 <TOIPCS>

■ 改正雇用対策法、外国人の雇入れについて

－外国人雇用の届出は平成20年10月1日まで－

◇ 平成19年10月1日に改正雇用対策法が成立し、それ以降に外国人を雇入れた場合は、その氏名、在留資格等をハローワークに届出なければならなくなりました。この届出を行うことにより、ハローワークでは、雇用環境の改善に向け、事業主に助言・指導を行ったり、離職した外国人への再就職支援を効果的に行うことができるようになりました。また届出により不法就労の防止が図れます。

◇ 外国人を雇入れる場合は、その外国人に、外国人登録証明書またはパスポートの提示を求め、氏名・在留資格・在留期限・生年月日・性別・国籍を確認します。さらに留学生などをアルバイトとして雇入れる場合は、資格外活動許可書の提示を求め、許可の期限や許可されている活動の内容を十分確認した上で、雇入れるようにしなければなりません。ただ、雇入れの際、氏名や言語などから、外国人と判断できない場合もあると思われませんが、その場合は、通常の注意力を持ってその方が外国人と判断できる場合に行えばよいことになっています。

◇ 通常外国人と判断できる場合であるにもかかわらず、在留資格等を確認しなかった場合は、指導、勧告等の対象となるとともに、30万円以下の罰金の対象とされるので注意が必要です。また、平成19年10月1日時点で既に外国人を雇入れている場合は、平成20年10月1日までに届出ることになっていますので、忘れないよう届出をしていただきますようお願いいたします。

close